

# 千葉県報

号外  
平成29年3月31日

## 主要目次

- 政治倫理の確立のための千葉県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 千葉県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 二
- 千葉県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則 三
- 千葉県土地改良財産管理規則の一部を改正する規則 三
- 千葉県土地改良財産管理規則の一部を改正する規則 三
- 宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 三
- 千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則 四
- 千葉県財務規則の一部を改正する規則 五
- 千葉県中小企業振興資金融資要綱の一部を改正する告示 六
- 千葉県土地改良事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 七
- 林業関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 七
- 議会告示 七
- 政治倫理の確立のための千葉県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する告示 七
- 監査委員告示 七
- 千葉県監査委員事務局組織規程の一部を改正する告示 七

## 規則

政治倫理の確立のための千葉県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

### 千葉県規則第二十号

政治倫理の確立のための千葉県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための千葉県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年千

葉規則第九十七号)の一部を次のように改正する。  
別記第三号様式中

株式等の	事業・譲渡 雑所得		
上場株式等の	配当所得		

を

一般株式等の	事業・譲渡 雑所得		
上場株式等の	事業・譲渡 雑所得		
上場株式等の	利子所得 配当		

に改

める。

### 附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

### 千葉県規則第二十一号

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則(平成九年千葉県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

別表第一四塩化炭素の項の次に次のように加える。

クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	平成九年環境庁告示第十号付表に掲げる方法
-----------------------------	------------------------	----------------------

別表第一に次のように加える。

一・四—ジオ  
検液—リットルにつき〇・  
五ミリグラム以下  
昭和四十六年環境庁告示第五十九  
号付表七に掲げる方法

別記第四号様式中

四塩化炭素	mg/ℓ	0.002	日本工業規格 K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
-------	------	-------	---------------------------------------

を

四塩化炭素	mg/ℓ	0.002	日本工業規格 K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
クロロエチレン	mg/ℓ	0.002	平成 9. 環告第 10 号付表

に、

ほ う 素	mg/ℓ	1	日本工業規格 K 0102 47.1、47.3、47.4
-------	------	---	------------------------------

を

ほ う 素	mg/ℓ	0	
1,4—ジオキサン	mg/ℓ	0.05	日本工業規格 K 0102 47.1、47.3、47.4 昭和 46. 環告第 59 号付表 7

に改

める。

別記第十三号様式中「38. 3」の次に「38. 1. 2及び38. 5」を、  
「65. 2. 1」の次に「65. 2. 6」を、「34. 2」の次に「34. 4」を  
加

ほ う 素	mg/ℓ		日本工業規格 K 0102 47
-------	------	--	------------------

を

ほ う 素	mg/ℓ	0	日本工業規格 K 0102 47
1,4—ジオキサン	mg/ℓ	0	昭和 46. 環告第 59 号付表 7

に改

める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第三条第一項第一号の改  
正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条  
例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の規定は、この規則の施行の日  
（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等を使用される土砂等につ  
いて適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等を使用された土砂等については、な  
お従前の例による。

3 この規則の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の  
防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。）第十条の許  
可（条例第十三条第一項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施  
行日前に条例第十五条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等  
（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の  
規則別表第一の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によ  
る。

4 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日以後に条例第十五条の規定に  
よる届出（当該届出に係る土砂等の搬入期間の終期が平成二十九年九月三十日までのも  
のに限る。）を行う場合であつて、当該届出に係る土砂等が改正前の千葉県土砂等の埋  
立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正前の  
規則」という。）別表第一の規定による安全基準に適合していることについて施行日前  
に同条の規定による証明があつたとき（施行日前に、同条第一号若しくは第四号の規定  
による承認又は同条第二号の規定による証明があつたときを含む。）における当該届出  
に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）につい  
ての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、  
なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内  
において、前三項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂  
等の埋立て等が行われた場合における条例第十七条第二項、条例第二十条第五項、条例  
第二十一条第四項及び条例第二十一条の二第四項の規定による確認に係る当該特定事業  
の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第二  
項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この規則の施行前に改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後に  
おいても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県規則第二十二号

千葉県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

千葉県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年千葉県規則第八十号）の一部を次の  
ように改正する。

第二条第三号イ中「定める額」の下に「（当該資金の貸付けにより当該合計額が当該知  
事が別に定める額を超えることにつき漁業近代化資金金融通法（昭和四十四年法律第五十二  
号）第二条第三項第一号に規定する農林水産大臣が定める理由がある場合において、知事

が承認したときは、その承認した額)を加える。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

千葉県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県規則第二十三号

千葉県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

千葉県立農業大学校管理規則(平成二十三年千葉県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「六四単位」を「七三単位」に、「一〇単位」を「一五単位」に、「九八単位」を「一一二単位」に改める。

別表第二中「共通必修科目及び共通選択科目」を「必修科目及び選択科目」に、「七六単位」を「七五単位」に、「一、五〇〇時間」を「一、七一〇時間」に、「一六単位」を「一二単位」に、「七二〇時間」を「六六〇時間」に、「卒業論文」を「研究成果」に、「一〇〇単位」を「一〇五単位」に、「二、四〇〇時間」を「二、五五〇時間」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十九年三月三十一日において千葉県立農業大学校の農業専門課程の農学科(以下「農学科」という。)又は千葉県立農業大学校の農業専門課程の研究科(以下「研究科」という。)に在学している者に係る授業科目の種類並びに卒業に必要な単位数及び授業時数については、改正後の千葉県立農業大学校管理規則別表第一又は別表第二の規定にかかわらず、その者が引き続き農学科又は研究科に在学する間は、なお従前の例による。平成二十九年年度において新たに農学科又は研究科に在学することとなる者で第二学年に属することとなるものに係る授業科目の種類並びに卒業に必要な単位数及び授業時数についても、同様とする。

千葉県土地改良財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県規則第二十四号

千葉県土地改良財産管理規則の一部を改正する規則

千葉県土地改良財産管理規則(昭和四十七年千葉県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第三号中「第二条第十一项」を「第二条第十二項」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県規則第二十五号

宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宅地開発事業の基準に関する条例施行規則(昭和四十四年千葉県規則第一百号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「同条第一項」を「同条第二項」に、「一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業」を「ガス小売事業」に、「に限る」を「を除く」に改める。

第二条第四号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条第七号中「同条第一項」を「同条第二項」に、「一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業」を「ガス小売事業」に、「に限る」を「を除く」に改め、同条第八号中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に改め、同条第九号中「による学校及び」を「(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校又は社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十条に規定する」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条第四号、第八号及び第九号の改正規定は、公布の日から施行する。

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県規則第二十六号

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則(昭和三十五年千葉県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

(特別割当て等の対象となる障害の程度)

第三条の二 条例第八号第一項第三号の規則で定める障害の程度は、第一条の二第二号に

規定する障害の程度とする。

(特別割当て等の対象者で規則で定めるもの)

第三条の三 条例第八条第一項第八号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第一条の二各号(第一号、第二号及び第六号を除く。)のいずれかに該当する者
  - 二 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅に現に居住する者で、当該賃貸住宅の建替えに伴い一般県営住宅への入居を希望するものうち、当該建替え後の賃貸住宅に係る家賃が著しく上昇することにより、当該家賃の負担が困難になると認められるもの
  - 三 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四条第四号に規定する避難解除区域又は東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守るため、被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成二十四年法律第四十八号)第八条第一項に規定する支援対象地域のいずれかに平成二十三年三月十一日において現に居住していた者
- 第十八条第一項ただし書中「及び第三条」を「から第三条の三まで」に改め、同条第二項の表第三条の項の次に次のように加える。

第三条の二	条例第八条第一項第三号	条例第三十四条第一項において準用する条例第八条第一項第三号
第三条の三	条例第八条第一項第八号	条例第三十四条第一項において準用する条例第八条第一項第八号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県規則第二十七号

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則(昭和三十九年千葉県規則第十三号の二)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の二中「置く」の下に「東京オリンピック・パラリンピック担当部長、」を加え、「、原発事故対応・復旧復興担当部長」を削る。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第七十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第三十号までを一号ずつ

繰り上げる。

第八十三条第一項第二号中「(昭和二十二年法律第六十四号)」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第百四条第一項第二号中「第二号第十一項」を「第二号第十二項」に改める。

別表第一葛南地域振興事務所の項中

葛南地域振興事務所 船橋市  
公営競技事務所 船橋市

葛南地域振興事務所 船橋市

の項中「富里特別支援学校」を

富里特別支援学校 富里市  
栄特別支援学校 印旛郡栄町

別表第四出納局の項中

政策法務課	本庁における行政不服審査法における書面の写し等の交付に係る手数料に関する条例(平成二十八年千葉県条例第四号)に規定する手数料並びに行政文書及び個人情報情報の開示並びに情報の提供に係る税金外諸収入金の収納事務
健康福祉指導課	遺児奨学資金貸付金の収納事務

を



セント」に、「一・五パーセント」を「一・四パーセント」に、「一・七パーセント」を「一・六パーセント」に、「三年以内のもの年一・四パーセント」を「三年以内のもの年一・三パーセント」に、「五年以内のもの年一・六パーセント」を「五年以内のもの年一・五パーセント」に、「一・八パーセント」を「一・七パーセント」に、「二・〇パーセント」を「一・九パーセント」に改め、同表再生資金の項中「一・四パーセント」を「一・三パーセント」に、「一・六パーセント」を「一・五パーセント」に、「一・八パーセント」を「一・七パーセント」に、「二・〇パーセント」を「一・九パーセント」に改め、同表観光施設資金の項及び環境保全資金の項中「一・四パーセント」を「一・三パーセント」に、「一・六パーセント」を「一・五パーセント」に、「一・八パーセント」を「一・七パーセント」に、「二・〇パーセント」を「一・九パーセント」に改め、同表障害者雇用推進資金の項中「一・二パーセント」を「一・一パーセント」に、「一・四パーセント」を「一・三パーセント」に、「一・六パーセント」を「一・五パーセント」に、「一・八パーセント」を「一・七パーセント」に、「二・〇パーセント」を「一・九パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県中小企業振興資金融資要綱の規定にかかわらず、改正前の千葉県中小企業振興資金融資要綱の規定によりこの告示の施行の日の前日までに融資された資金については、なお従前の例による。

千葉県土地改良事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県告示第三百十九号

千葉県土地改良事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県土地改良事業補助金交付要綱(昭和五十九年千葉県告示第八百十五号)の一部を次のように改正する。

別表六の項を次のように改める。

六	農業 経営 高度 化支 援事 業	農山漁村実施要綱又は農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成二十五年二月二十六日付)二十四農振第二千九十一号農林水産事務次官依命通知。以下「競争力強化実施要綱」という。	当該事業費の百パーセント以内。ただし、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める額を限度とする。 1 上記1の事業 補助対象となる事業に係る農地
---	---------------------------------	--	---

- 事業
- 1 高度土地利用調整事業(調査・調整事業に限る。)
  - 2 高度経営体集積促進事業
  - 3 特定高度経営体集積促進事業
  - 4 中心経営体農地集積促進事業

整備事業の受益面積が六十ヘクタール未満の事業にあつては百五十万円、六十ヘクタール以上二百ヘクタール未満の事業にあつては二百万円、二百ヘクタール以上の事業にあつては四百万円に調査・調整事業の実施年数をそれぞれ乗じた額

- 2 上記2の事業 補助対象となる事業に係る生産基盤整備事業等の総事業費(以下この項において「総事業費」という。)の五パーセント
- 3 上記3の事業 総事業費の二・五パーセント
- 4 上記4の事業 総事業費の十二・五パーセント

別表十三の項中「振興山村」の下に「(以下「振興山村」という。)」を、「半島振興対策実施地域」の下に「(以下「半島振興対策実施地域」という。)」を、「含む」の下に「。以下「過疎地域」という」を、「規定する特定農山村地域」の下に「(以下「特定農山村地域」という。)」を加える。

別表に次のように加える。

十四	農業 基盤 整備 促進 事業	農業基盤整備促進事業実施要綱(平成二十五年二月二十六日付)二十四農振第二千八十九号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施される農業基盤整備促進事業	1 農業基盤整備促進事業 実施要綱別表の1. 定率助成の項事業種類の欄に掲げる事業にあつては、当該事業費の五十パーセント(振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域又は特定農山村地域において行う事業の場合にあつては、五十五パーセ
----	----------------------------	---	---

十五	農地耕作条件改善事業実施要綱(平成二十七年四月九日付け二十六農振第二千六十九号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施される農地耕作条件改善事業	2 1以外の事業にあつては、定額
十五	農地耕作条件改善事業実施要綱(平成二十七年四月九日付け二十六農振第二千六十九号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施される農地耕作条件改善事業	1 農地耕作条件改善事業実施要綱別表の1. 定額助成の項事業種類の欄に掲げる事業にあつては、定額 2 1以外の事業にあつては、当該事業費の五十パーセント(振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域又は特定農山村地域において行う事業の場合にあつては、五十五パーセント)以内

附則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

林業関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百二十号

林業関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

林業関係事業補助金交付要綱(昭和三十三年千葉県告示第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表林道事業の項中「道整備交付金事業(道整備交付金交付要綱(平成十七年四月二十二日付け十七農振第七号農林水産事務次官及び国道地調第二号国土交通事務次官通知)に基づき実施される事業をいう。以下同じ。 )又は農山漁村地域整備交付金事業」を「農山漁村地域整備交付金事業又は地方創生道整備推進交付金事業(地方創生道整備推進交付金交付要綱(平成二十八年四月二十日付け二十八農振第五十号農林水産事務次官及び国道環安第八号国土交通事務次官通知)に基づき実施される事業をいう。以下同じ。 )」に、「道整備交付金事業及び農山漁村地域整備交付金事業」を「農山漁村地域整備交付金事業及び地方創生道整備推進交付金事業」に、「又は道整備交付金事業」を「又は地方創生道整備推進交付金事業」に、「及び道整備交付金事業」を「及び地方創生道整備推進交付金事業」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の林業関係事業補助金交付要綱の規定は、平成二十八年度分の予算に係る補助金から適用する。

議 会 告 示

政治倫理の確立のための千葉県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

千葉県議会議長 宇野 裕

千葉県議会告示第一号

政治倫理の確立のための千葉県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する告示

政治倫理の確立のための千葉県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程(平成七年千葉県議会告示第三号)の一部を次のように改正する。  
別記第三号様式中

株式等の 雑	事業・譲渡 所得		
上場株式等の 配当所得			

を

一般株式等の 雑	事業・譲渡 所得		
上場株式等の 雑	事業・譲渡 所得		
上場株式等の 配当	利子 所得		

に改

める。

附則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

監 査 委 員 告 示

千葉県監査委員事務局組織規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成二十九年三月三十一日

千葉県監査委員 千坂 正志  
千葉県監査委員 藤代 政夫

千葉県監査委員告示第一号

千葉県監査委員事務局組織規程の一部を改正する告示

千葉県監査委員事務局組織規程(昭和四十五年千葉県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「普通会計第二室」の下に「技術監査班」を加える。

附則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

千葉県監査委員 山中 操  
千葉県監査委員 横堀 喜一郎

購読料 月ぎめ 一部一箇月一、二〇〇円(送料を含む。)

本号 一部 一六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

定期購読申し込み先

一部売り申し込み先

千葉県

〇四三(二二三) 二一五二

〇四三(二二三) 二六五八